

平成29年分の住宅借入金等特別税額控除を受ける人へ  
確定申告は計画的に



▼住宅借入金等特別税額控除  
住宅ローンなどでマイホームを新築、購入、増改築したときは、一定の要件にあてはまれば、所得税の税額控除を受けられることができます。

初めて「特定増改築等住宅借入金等特別控除」を受ける人は、国税庁のホームページなどで要件を確認し、所得税の確定申告をしてください。  
なお、住宅借入金等特別控除を受けるために作成する確定申告書には、さまざまな書類を添付する必要があります。税務署にお問合せください。

▼税務署での申告が必要な人  
申告期間中は、役場でも確定申告を受け付けていますが、次に該当する人は、税務署で申告をしてください。

- ①平成29年分以外の確定申告をする人
- ②山林所得や譲渡所得(土地建物、株式など)のある人
- ③初めて住宅借入金等特別控除を受ける人
- ④東日本大震災により、住宅などに被害を受けて、所得税の軽減・免除を受けられる人

▼問合せ先 高崎税務署  
☎027・322・4711

新成人の皆さまへ

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金のポイント  
～将来の大きな支えになります～

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため安定し、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

～老後のためだけのものではない～

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金などがあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。また、遺族年金は加入者が死亡した時

合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取ることができます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

学生納付特例制度  
学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上)である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室  
☎26・2249(直通)  
渋川年金事務所 国民年金課  
☎22・1607

簡単!便利! <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

確定申告書などの作成は  
国税庁のホームページで

国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナーでは、画面案内に従って金額などを入力することで、確定申告書を作成することができます。

作成した確定申告書等は印刷して税務署へ郵送などで提出できます。また、作成したデータをe-Taxで送信(※事前に電子証明書やICカードリーダーライタなどの準備が必要)することもできます。

※作成中のデータを保存し、保存したデータを読み込んで作業を再開することもできます。また、保存したデータは翌年の申告時に読み込んで活用することもできます。

e-Tax の操作に関する問合せ先

e-Tax 作成コーナーヘルプデスクへ  
☎0570-01-5901

月～金 午前9時～午後5時  
(土・日・おおよび12月29日～1月3日を除く)

平成29年分給与支払報告書については  
電子申告での申請も受け付けています。

問合せ先 eLTAX ヘルプデスク ☎0570-08-1459

各種募集

イベント出演者などを募集します

花と緑のぐんまづくり2018 in吉岡

町では、来年度の春に開催が決定している「花と緑のぐんまづくり2018 in吉岡」に向けて、ステージイベントの出演者や応援スタッフとしてのボランティア募集を次々とおり行います。

イベント出演者などの募集

▼期間

平成30年4月14日④～5月13日⑤(イベント開催中)の土日・祝日

▼場所

ふれあい公園ステージ他

(吉岡町文化センター東側)

▼対象

高校生以上の団体・個人

▼審査

応募理由などの審査により出場者を決定します。

▼募集期間

平成30年1月19日⑤まで

▼その他

出場者への特典を検討中です。また、イベント応援スタッフも同時募集します。詳しくはお問合せください。

花壇づくり・管理ボランティア募集

▼期間

平成30年3月中旬～5月13日⑤

▼場所

吉岡町役場周辺および道の駅

よしおか温泉

▼対象

高校生以上の団体・個人

▼募集期間

平成30年2月末まで

▼その他

参加者への特典を検討中です。

▼申し込み方法

電話・メール・FAXでお申し込みください。

※メール・FAXの場合は、申込書を都市建設室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼申し込み・問合せ先

〒370-1369

吉岡町大字下野田560番地

産業建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

✉toshiken@town.yoshioka.gunma.jp

さまざまな視点から空家問題に言及します

「吉岡町空家シンポジウム」開催のお知らせ

平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が策定され、町でも空家等対策計画の策定のために実態調査などを進めています。

その一環として、住民の皆さまに空家対策の現状や必要性を知っていただくため、空家問題に詳しい有識者や専門家を招いてシンポジウムを開催します。

「空家が増え続ける背景とは」「住み続けられる地域とは」をテーマに、さまざまな視点から空家問題に言及します。

▼基調講演

「これからの空家対策における地域の関わり方について」

前橋工科大学

堤 洋樹先生

▼パネルディスカッション

「吉岡町の空家における今・未来」

◆パネリスト(予定)

- ・ 町役場担当代表者
- ・ 専門家団体代表者
- ・ まちづくり支援者
- ・ 住民代表者

▼期日

平成30年2月18日④

▼時間

午後1時30分～5時

▼場所

文化センター 大ホール

▼定員 500人

▼参加費 無料

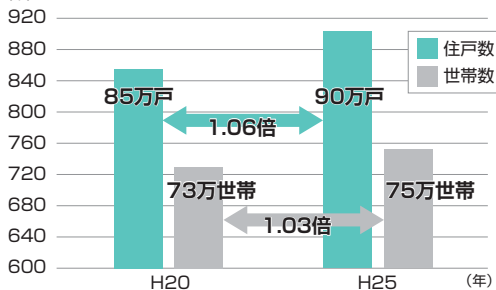
▼問合せ先

産業建設課 都市建設室

☎26・2278(直通)

県内の空家の現状

(千) 【平成20年および平成25年の住宅・土地統計調査より】



## 今月の納税

固定資産税 ……4期

国民健康保険税 ……6期

納期限12月25日(月)

介護保険料  
後期高齢者医療保険料 ……6期

納期限平成30年1月4日(木)

国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料 ……7期

納期限平成30年1月31日(水)

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

締め切り迫る！1月31日(水)必着

## 吉岡町「まち自慢」フォトコンテスト



「まちの魅力」を表現した写真を募集しています。地域特産品などの副賞がもらえるチャンスです。なお、応募者全員に参加賞を進呈します。

▼応募締め切り  
平成30年1月31日(水)必着

▼応募資格  
アマチュアの人

▼作品の要件

- 平成27年1月以降に応募者本人が吉岡町内で撮影した未発表の自作品(1人1点まで)。
- カラープリントの六つ切りまたはA4サイズ。

▼応募方法

●規定の応募票を作品裏面に貼付し、郵送または政策室へ

持参してください。

●応募票および実施要領は、政策室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

※実施要領をご確認のうえ、応募してください。

▼各賞

●最優秀賞 1点(賞状、副賞5,000円相当の地域特産品)

●優秀賞 2点(賞状、副賞3,000円相当の地域特産品)

●入賞 5点(賞状、副賞1,500円相当の地域特産品)

●佳作 10点(予定)(賞状)

▼問合せ先

総務政策課 政策室  
☎26・2241(直通)

## 住宅・土地統計調査単位区設定を実施します

この単位区設定は、平成30年10月に実施する住宅・土地統計調査の調査区を決定するための現地確認です。1月中旬から2月中旬にかけて、指導員が住宅などの建物の位置や戸数、道路や河川などの調査区境界となる目標物を確認します。

▼調査期日 2月1日現在

▼調査対象 対象世帯は平成27年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する調査区です。

▼問合せ先

総務政策課 政策室  
☎26・2241(直通)

消費生活センターをご利用ください

## 消費者安全の充実



町では、これからも消費生活の相談体制の充実を図るとともに、意識啓発活動を通じて賢く自立する消費者の育成に一層努めます。これは、吉岡町第5次総合計画(2011～2020年)に基づくもので、平成29年度には啓発品やパンフレットの作成、配布などを行いました。



▼消費生活に関するトラブルなどの相談先

●茨川市消費生活センター  
☎22・2325

※①②を除く平日午前9時～午後4時

●群馬県消費生活センター  
☎027・223・3001

※③④も電話相談を受け付けています。受付時間は午前9時～正午、午後1時～5時

▼問合せ先

産業建設課 産業振興室  
☎26・2280(直通)

町ホームページに広告を掲載しませんか？

## バナー広告掲載企業の募集

詳細はこちら



町では、町ホームページ内にバナー広告の掲載を希望する企業を募集しています。

▼掲載料金

- 町内に事業所がある場合 2,000円/1カ月
- 町外に事業所がある場合 3,000円/1カ月

▼掲載場所

町ホームページのトップページ

▼規格

縦50ピクセル×横150ピクセル

▼締め切り

掲載を希望する月の先々月末※4月1日から掲載を希望する場合は締め切りは、2月末になります。

▼問合せ先

総務政策課 庶務行政室  
☎26・2240(直通)

## 申し込み受け付けは1月4日(木)～18日(木) 平成30年度学童クラブ入所児童を募集

### ▼対象

小学校1～6年生の児童で、両親や祖父母が仕事などにより、放課後家にいない家庭の児童のみが対象となります。

※申し込み人数が定員を超えた場合は、学年の低い児童や保育に欠けている度合の高い児童を優先に決定します。

### ▼申し込み方法

入所申請書および就労証明書(町内に祖父母が住んでいる場合は、祖父母の就労証明書も必要)を社会福祉協議会または各学童クラブで受け取るか、社会福祉協議会のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、次の提出先まで提出してください。

※配布は1月4日(木)から

### 【提出先】

●新規入所希望児童・社会福祉協議会(※受け付けは①～④の午前8時30分～午後5時15分)

●現在入所している児童・各学童クラブ

### ▼申し込み受け付け期間

平成30年1月4日(木)～18日(木)

### ▼問合せ先

社会福祉協議会

☎54・3930

## 学童クラブ 臨時職員の募集

学童クラブに勤務できる人を募集します。

▼勤務内容 学童クラブでの児童の保育(補助員)

▼勤務時間 1日3時間以内

※土曜日、長期休暇などは1日5時間以内

### ▼応募資格

子育て経験のある人(保育士・幼稚園教諭・教員免許などの所有者歓迎)

▼賃金 時給970円

▼募集人数 若干名

▼応募方法 応募者は、社会福祉協議会へ連絡のうえ、履歴書を持参してください。

▼応募締め切り 平成30年1月31日(木)

### ▼問合せ先

社会福祉協議会

☎54・3930

## 児童生徒のための制度

### 就学援助費の申請について

町では、経済的な理由のため就学困難と認められる小・中学生の保護者(生活保護受給者に準ずる程度)に、学用品費や学校給食費などの一部を年度ごとに援助しています。

(生活保護法に基づく教育扶助の受給者は、別途相談)

平成30年度の援助を希望する保護者は、「就学援助費交付申請書」を在籍している学校に提出してください。

申請書は、各小中学校および学校教育室にあります。

※なお、現在援助を受けている保護者も再度申請が必要です。

### ▼申し込み締め切り

平成30年1月31日(木)

### ▼相談・問合せ先

明治小学校 ☎54・2105  
駒寄小学校 ☎54・2300  
吉岡中学校 ☎54・3213

教育委員会事務局 学校教育室  
☎26・2286(直通)

## 特別弔慰金が

### 支給されます

戦争で亡くなった軍人軍属などの遺族へ特別弔慰金が国債により支給されます。

▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼支給対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

### ②戦没者などの子

③戦没者の死亡時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、平成27年4月1日現在氏が変わっている人は除く)

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた人に限る)

### ▼請求期限

平成30年4月2日(月)

### ▼請求手続き・問合せ先

町民生活課 町民サービス室  
☎26・2244(直通)

# ニューイヤー駅伝 2018 in ぐんま

期日 2018年1月1日(月) 開始時刻 午前9時15分  
(TBS系列28局フルネットで午前8時30分から6時間生中継!)

全国6地区の予選を勝ち抜いた37チームが日本一をかけて7区間、100キロを駆け抜けます。  
県庁や各中継ポイントでは、さまざまなイベントがあります。  
※大会当日は、交通規制にご協力をお願いします。

問合せ先 県生活文化スポーツ部スポーツ振興課 ☎027-226-2081  
県ホームページアドレス <http://www.pref.gunma.jp>



## 在宅ねたきり老人等介護慰労金

申請受け付けは1月9日(月)～31日(水)

町では身体上または精神上の障がいのため、日常生活に著しく支障のある在宅の老人などを介護する人に、介護慰労金を申請により支給しています。

### ▼支給対象者の要件

平成30年1月1日を基準日として、①～④の要件をすべて満たしている老人などを、1年以上継続して介護している人に支給します。ただし、介護している人が2人以上いる場合は主として介護した人が対象です。

①基準日現在において町内に1年以上住所を有し、満65歳以上であること  
②要介護1～5の認定を受けている人、または在宅ねたきりの人



- ③施設入所者(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・ケアハウス・グループホーム・有料老人ホームを含む)でないこと
- ④短期入所の利用や入院などの場合は、在宅生活を離れた期間が100日を超えないこと
- ▼申請期間  
平成30年1月9日(月)～31日(水)
- ※申請用紙は高齢福祉室で受け取ってください。
- ▼申請に必要なもの
- 印鑑
- 振込先金融機関の通帳
- ▼支給決定  
町で定めた基準により調査し、後日通知します。
- ▼申請・問合せ先  
健康福祉課 高齢福祉室  
☎26・2247(直通)

## 木造住宅耐震診断者派遣事業

もしもの時に備えて 自宅の耐震診断

木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者(一般社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者)を派遣します。

耐震診断費は無料ですが、診断者の交通費などは自己負担となります。

▼該当する建物  
①昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの  
②平屋建て・2階建てのもの  
③在来軸組構法によるもの

▼条件  
該当建築物(貸家を除く)を所有し、居住している人で、町税の滞納がないこと

▼募集戸数  
3戸(先着順、定数になり次第締め切り)

▼申し込み締め切り  
平成30年1月31日(水)まで

※診断日程は申し込みの翌月調整

- ▼申込方法  
都市建設室窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出してください。事前相談の際に、建築物が派遣事業の対象かどうかを確認します。
- ※住宅の建築年や構造を調べておいてください。申請書は、都市建設室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
- ▼必要書類  
①木造住宅耐震診断者派遣申請書(※印鑑が必要)  
②居住していることが証明できるもの(保険証・運転免許証などの写し)  
③町税の完納証明書(証明手数料300円)  
④対象住宅の固定資産税評価額証明書(証明手数料300円)  
⑤建築確認書・案内図・現況写真(2面以上)  
⑥建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円がかかります。
- ▼問合せ先  
産業建設課 都市建設室  
☎26・2278(直通)

## 公式ホームページ開設のお知らせ

### 澁川地区在宅医療介護連携支援センター

検索 

澁川地区在宅医療介護連携支援センターのホームページができました。医療機関や介護施設の検索ができますので、ご利用ください。澁川地区在宅医療介護連携支援センターは地域の医療・介護従事者の連携拠点として、平成28年6月に澁川市・榛東村・吉岡町の3市町村の共同委託事業により設置されました。医療・介護

間の多職種連携の推進により、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供を実現し、安心できる在宅医療生活を送ることができるよう支援しています。

▼問合せ先  
澁川地区在宅医療介護連携支援センター  
☎26・3990  
※受付時間午前9時～午後5時

ご利用ください

## 群馬県不妊専門相談センター

▼相談内容  
女性産婦人科医による不妊、不育症に関する相談窓口のお知らせです。

▼場所  
前橋市堀之下町16-1  
(群馬県健康づくり財団内)

▼費用 無料

▼相談日  
予約制・原則個別相談  
毎月第1・第3木曜日

▼相談時間  
午前10時～午後3時30分  
※祝日・年末年始を除く

▼問合せ先  
群馬県不妊専門相談センター  
☎027・269・9966  
※予約受付時間は、月～金の午前9時～午後5時

### 休館日

12/25(月)・28(木)～1/4(木)(年末年始休館日)・9(火)・10(水)・15(月)・22(月)・25(木)・29(月)・2/5(月)

### わらべの会の読み聞かせ

毎週土曜日 午前11時～  
パネルシアター  
24日(火) 午前10時～

## 図書館

(文化センター内) ☎54-6767

吉岡町図書館

検索 

### 新着紹介



キラキラ共和国  
小川糸/幻冬舎



西郷どん! 前・後編  
林真理子/KADOKAWA



スターリンの娘 上・下巻  
ロスマリー・サリヴァン/白水社



聴導犬のなみだ  
野中圭一郎/プレジデント社

### 児童向け(図書)



サラとピンキー ヒマラヤへ行く  
富安陽子/講談社



とてもとてもサーカスなフロラ  
モリス・センダック/集英社



ねんどルキャットひとミイのまほうレストラン  
いりやまさとし/学研プラス



ぼっぼこうくう  
もとやすけいじ/佼成出版社

### CD・DVD



ハドソン川の奇跡



がらくた  
(桑田 佳祐)

## ブックリサイクル

期日 平成30年1月27日(土)～  
時間 午前9時～午後6時  
場所 図書館入口前  
図書館で使用していた本を  
1人2冊までプレゼントします。

なくなり次第終了

## とみこはん ワークショップ

消しゴムはんこ版画家の「とみこはん」がやってくる!  
はんこを押してオリジナルのエコバッグを作ろう!

期日 平成30年2月4日(日)  
場所 文化センター 2階和室  
時間 ①13:00～13:30  
②13:40～14:10  
③14:20～14:50  
定員 各回20人。入替制です。  
費用 無料(作ったバッグはお持ち帰りできます)  
申し込み 平成30年1月6日(土)～(電話可)



～ 農地中間管理事業の仕組み ～



貸し手 (貸し手)

貸し手のメリット

- ・ 賃料は公社から確実に受け取ることができます。
- ・ 貸付期間満了後は、農地が確実に戻ります。
- ・ 相続 (贈与) 税の納税猶予を受けていても、届出をすれば継続されます。
- ・ 経営移譲 (特別付加) 年金は、届出をすれば継続支給されます。
- ・ 一定の要件を満たせば、農地の固定資産税の軽減措置が受けられます。
- ・ 一定の要件を満たせば、機構集積協力金の交付対象となります。

群馬県では群馬県農業公社が農地中間管理機構の指定を受け、本事業を実施しています。営利を目的としない公的機関である群馬県農業公社が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。



借り手 (借り手)

借り手のメリット

- ・ 多くの貸し手から借りていても、賃料は公社に支払うだけで済みます。
- ・ 長期的に借入 (原則10年以上) することにより、計画的に営農が行えます。
- ・ 集積・集約化により、経営の効率化が図られます。
- ・ 認定農業者であれば、スーパーL資金が5年間無利子になります。
- ・ 補助事業の種類により、採択のポイントが加算される場合があります。

農地中間管理事業を活用してみませんか？

農地を貸したい人・借りたい人を募集しています

農地を貸したい人は、「農用地等貸付希望申出書」を、農地を借りたい人は「農用地等借受応募書」を農業委員会窓口へ提出してください。書類は、農業委員会窓口で受け取るか、群馬県農業公社のホームページからダウンロードしてください。

▼問合せ先  
農業委員会事務局  
☎ 26・2280 (直通)

- ① 1月23日 (火) 場 小倉集会所
  - ② 1月25日 (木) 場 下八幡公会堂
  - ③ 1月30日 (火) 場 吉岡町隣保館
  - ④ 2月1日 (木) 場 駒寄住民センター
- ※時間はいずれも午後7時～

座談会を開催します  
町では、この事業をより推進するために座談会を開催します。農地の管理に困っている人、土地持ち非農家の人、現在の農業経営を拡大したい人、利用権設定が満期を迎える人などお気軽にご参加ください。この機会に農地中間管理事業の活用についてご検討してみたいかがでしょうか。4回とも同一内容です。お近くの会場へお越しください。